

市民参画・協働推進の指針(素案)についての意見を募集します

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007/FAX38-2004/〒659-8501 精道町7-6/Eメール info@city.ashiya.hyogo.jp

地方分権の理念の基に、市民と行政がその関係のあり方を見直し、ともにまちづくりに取り組むことが求められています。

昨年12月、公募による市民委員を加え「芦屋市市民参画・協働推進の指針」検討会議(座長・今川晃同志社大学教授)を設置し、市民参画・協働について検討し、「市民参画・協働推進の指針」素案としてまとめ、提案していただきましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

みんなが参画

【素案の構成】

指針策定の背景

市民参画・協働の課題

市民参画・協働の担い手づくりが求められます 情報の共有が求められます 参画・協働の拠点となる場が求められます 市民活動を支援する機能が求められます 参画・協働を支える仕組みづくりが求められます

基本方針

指針策定の目的 市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにした「市民参画・協働推進の指針」を市民参画のもとに策定します。

みんなが協働 新しい芦屋のまちづくり

市民参画・協働を進める上での原則

自立の原則 / 対等の原則 / 相互理解・協力の原則 / 情報公開・共有の原則 / 評価と説明の原則

市民参画・協働推進の方向性

参画・協働への意識と意欲を高めます 多様な市民参画の手法を整備します 市民活動を高めるための環境整備 市民参画・協働に関わる仕組みを整備推進に向けて

「(仮称)市民参画推進条例」を制定します 行政情報の一元化を図ります 説明責任を果たし、また市民の声を積極的に求めます 市民参画・協働を推進する拠点を設置します 推進体制を確立します モデル事業を実施します

【資料の入手方法】

芦屋市市民参画・協働推進の指針(素案)全文を、市ホームページに掲載しています。また、上記窓口・市役所北館1階行政情報コーナーでも配布します。(平成18年1月13日まで)

【意見の提出方法】

郵送、ファクスまたはEメールで(電話でのご意見は受け付けていません)。様式は問いません。

意見提出の際には、住所・氏名(団体名)・電話(ファクス)番号・メールアドレスを記入してください。(*意見の内容について照会させていただく場合がありますが、他の目的に使用することはありません)

提出期限・1月15日(日)提出先・市民参画課

紙上美術館 ⑨ 京の店



「京の店」松井 正 昭和36年(1961) 130.5×162.0cm 油彩・キャンバス (美術博物館館蔵品)

松井正〔明治39年(1906)～平成5年(1993)〕は、小出権重に師事するために広島から上阪し、昭和元年(1926)に小出が芦屋へ転居した後は、書生として住み込みながら絵を学んだ画家です。

この作品は、昭和36年の第46回二科展に出品されたもので、松井の代表作と呼べる1点です。店先に並ぶギター、マンドリン、バイオリン、トランペット、オーボエ、三味線、鉄琴、譜面台等を単純な形の組み合わせに置き換え、正面と側面を合体させるという「キュビスム風」描写を一部取り入れています。

また、楽器の間にさり気なく描かれた人の顔や後ろ向きの頭部は、画面に意外性を与える重要な役割を果たしています。

問い合わせ 美術博物館 緯38-5432(伊勢町12-25)

有料広告を募集します

掲載ページ 1日号・8ページ広告欄 / 15日号・4ページ広告欄

広告料 1種広告(66mm×120mm)・50,000円
2種広告(66mm×246mm)・100,000円

いずれも完全版下で提出。
版下作成には別途費用が必要。

掲載の範囲 市の広報紙としての品位・公共性・公益性を妨げないものであり、市民に不利益を与えない中立性のあるものに限りします。

本市ホームページの「『広報あしや』広告取扱要領」参照。

申し込み 広報発行日の30日前までに、市長あての「広告掲載申込書」に広告案を添えて、取り扱い代理店(一新社 緯06-6231-2103)

その他 広報課で審査し、掲載許可(不許可)のご連絡をします。

問い合わせ 広報課 緯38-2006

住環境・景観形成に関する意見を募集します

共同住宅のあり方と今後の規制・誘導について

市では、昨今の共同住宅建設に伴う近隣住民の皆さんとの紛争が多いことから、学識経験者による「芦屋市住みよいまちづくり懇話会」を開催し、芦屋市らしい住環境と調和する共同住宅のあり方について意見交換し中間報告としての提言をいただきました。市は、この提言を踏まえ芦屋市住みよいまちづくり条例等の改正などを検討していくため、市民の皆さんの意見を募集します。

【提言における早期実施に向けて検討すべき項目】

窓先空地の指定 / 大規模開発における敷地内緑化基準の強化 / 大規模開発における敷地内緑化の配置に応じた評価 / 地域に応じた開発公園整備による緑地やポケットパークづくり / 住戸面積の拡大 / 山手での斜面地開発についての規制の適正化(この件については「斜面地等における建築物の制限に関する条例」を検討していますので、下記で意見を募集) / 建物規模に応じた道路整備

問い合わせ 開発指導課 緯38-2071

(〒659-8501 精道町7-6/Eメール info@city.ashiya.hyogo.jp)

「斜面地等における建築物の制限に関する条例」制定について

平成6年の建築基準法改正により、容積率を算定する際に住宅地下室の床面積を全体の床面積の3分の1までは不算入とすることができる制度ができましたが、斜面地においては、この制度を活用することにより平坦地では想定できない高容積のマンションが建設され、周辺環境に大きな影響を与えて問題となるケースが全国各地で生じています。こうした状況を踏まえ、平成16年6月に建築基準法が改正(平成17年6月施行)され、住宅地下室の容積率緩和を受けられる場合の基準となる地盤面を、条例により別に定めることができるようになりました。

市では、この法改正を受け、斜面地マンションによる住環境の悪化を防ぐ措置として、住宅地下室の容積率緩和の適切な運用が図られるよう基準となる地盤面を定めるとともに、構造の制限を行なう条例を検討しています。このたび、条例(案)の概要がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんの意見を募集します。

【条例(案)の概要<制限内容>】平成18年7月1日から施行予定

《建築基準法第52条第5項に基づく地盤面設定について》

適用区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域と、第一種中高層住居専用地域および市街化調整区域とする / 対象建築物は、共同住宅および長屋住宅とする / 地盤面の設定は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置から3m以内の平均の高さとする。

《建築基準法第50条に基づく構造の制限について》

適用区域は、第一種・第二種低層住居専用地域とする / 対象とする建築物は、斜面または段地である建築物の敷地で、周辺の地面と接する位置の高低差が3mを超える建築物とする / 建築物の階数は4階を超えてはならないものとする。

問い合わせ 建築指導課 緯38-2114(住所・Eメールは上記と同じ)

意見募集の要領

募集期間 12月15日～平成18年1月15日 資料の入手方法 開発指導課・建築指導課の窓口、市役所北館1階行政情報コーナーで配布。市ホームページに掲載
意見の提出 住所、氏名(企業・団体等は、所在・名称・代表者氏名)、年齢、電話番号を記入し、郵送かEメールでお寄せください。様式は問いませんが、電話・ファクスでの意見は受け付けていません。その他 ご意見は、市の見解とともにホームページ等で公表する予定(氏名等は非公表)です。個別の回答はしません。